〇生活保護法指定医療機関 届出事項一覧

申請・届出を要する事項			指定申請書	廃止 届	変更届	その他
新たに指定を受ける場合				/ш	/ш	
既に指定を受けている場合	医療機関	(1)移転したとき (2)開設者が交代したとき ア 個人の交代 (A氏→B氏) イ 個人⇔法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 ※法人の代表者が交代した場合は届け出不要 (3)病院⇔診療所に変わった場合 ※一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。 (1)医療機関に関する変更 ア 名称の変更	0	0		
		イ 住居表示変更・地番整理 (2)開設者に関する変更 ア 氏名 (法人の場合は法人名称)の変更 イ 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)の変更 (3)管理者についての変更 ア 氏名の変更 イ 住所の変更 イ 住所の変更 ウ 管理者の交代 (4)医科⇔歯科に変わった場合 (業務の種類及び医療機関コードの変更)			0	
	施術者	施術者の氏名の変更(改姓等)			0	
		【施術所を開設している場合】	1			
		施術所の名称変更			0	
		施術所の所在地の変更(県内での移転(政令市を除く))			0	
		施術所の所在地の変更(政令市及び県外への移転)		0		
		【施術所を開設していない場合】				
		施術者の住所地の変更(県内での移転(政令市を除く))			0	
		施術者の住所地の変更(政令市及び県外への移転)		0		
		施術所を開設した場合		0	0	
		指定機関、当該業務(施術所等)を廃止した場合				
		指定医療機関の開設者、又は施術者が死亡した場合		0		
		当該機関、業務(施術所等)を休止した場合				休止届
	_	(再開の意志がある場合)				
	休止した指定機関又は業務(施術所等)を再開した場合					再開届
	指定を辞退する場合(30日以上の予告期間を設けること)					辞退届
	処	処分を受けた場合				処分届